

その他の支援策

融資

セーフティネット貸付

対象要件を緩和。「売上高が5%減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資対象に。

融資

マル経融資

商工会・商工会議所の経営指導を受けた、小規模事業者を対象に、別枠で最大1000万円まで金利を▲0.9%引下げ

配慮要請

政府系・民間金融機関に配慮を要請

適時適切な貸出、返済猶予等の既往債務条件変更などを要請

中小企業金融相談窓口

中小企業庁では、資金繰り支援全般に関するご質問・ご相談を受ける専用ダイヤルを設けております。資金繰りに関するお困りの方は、以下の宛先までご連絡ください。

電話番号 03-3501-1544

開設時間 平日・休日 9:00～17:00

上記以外にも複数の支援策を用意しております。以下HPよりご確認ください。

経済産業省HP特設ページにて支援策に関する情報を掲載しています。
特設ページでは、関係省庁も含め、事業者の皆さまにご活用いただける
支援策をまとめたパンフレットも公開中です。



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、



または右のQRコードよりご確認ください。